

表一 2 産業廃棄物

区分	産業廃棄物の種類	受 入 基 準
共通受入基準		<p>①次に掲げるいずれかのものが付着、封入、塗布されているもの、又は染みこんでいるものは受入れ出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 ・ 農薬取締法第1条の2に規定する農薬 ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB） <p>②環境保全、埋立作業及び焼却処理に支障をきたすおそれのある産業廃棄物は受入れ出来ません。</p> <p>例えば、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水処理又は排ガス処理に支障をきたすもの ・ 発火物、引火物、爆発物、発色物及び発熱するもの ・ 危険性のあるガスを発生するもの ・ 他の廃棄物との混合・水との混合・大気との接触等により、上記3項目に該当するもの ・ 搬入時の温度が、40℃を超えているもの ・ 著しく飛散性を有するもの（飛散防止の措置を講じてあるものは除く） ・ 腐敗性又は揮発性のあるもの ・ 油膜発生のあるもの <p>③産業廃棄物の有害物質についての溶出試験結果が、表一3「産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表」に掲げる受入基準に適合すること。</p>
埋立	燃 え 殻	<p>①熱しゃく減量10%以下（活性炭等の熱分解残渣物を除く）</p> <p>②n-ヘキサン抽出物質量5%以下</p> <p>③大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置を講じてあること</p>
	汚 泥	<p>①無機性のもの</p> <p>②n-ヘキサン抽出物質量5%以下</p> <p>③含水率（水分含有率）85%以下</p> <p>④大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置を講じてあること</p>
	廃 油 （タールピッチ類に限る）	<p>①n-ヘキサン抽出物質量5%以下</p> <p>②最大径概ね50cm以下</p>
	金 属 く ず	<p>①最大径概ね50cm以下</p> <p>②中空の状態でないこと</p> <p>③大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置を講じてあること</p>
	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	鋳 さ い	
	が れ き 類	
産業廃棄物を処分するために 処理したもの（13号廃棄物）		

の受入基準表

埋立	廃プラスチック類		①最大径概ね15cm以下
	ゴムくず		②中空の状態でないこと
	ばいじん		①n-ヘキサン抽出物質量5%以下 ②大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置を講じてあること
	自動車等破砕物		①n-ヘキサン抽出物質量5%以下 ②最大径概ね15cm以下 ③沈水すること
	特別管理産業廃棄物	ある飛散性の石綿等	①袋の大きさは原則中袋(650×850mm)以下の専用袋を使用すること ②固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、二重袋詰めとすること
	廃プラスチック類 ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず がれき類	産業廃棄物 石綿含有	①最大長概ね3m以下 ②粉末状や小片は袋詰めとする ③筒状のものは内径500mm以下
焼却	汚泥		①特別管理産業廃棄物は除く ②石綿含有産業廃棄物は除く ③含水率(水分含有率)85%以下 ④バラ積みとすること
	紙くず(業種指定)		①最大径概ね80cm以下 (畳については一畳のままでも可能。ただし、中間処理業者が中間処理として受けたものは除く。) ②金属片等の異物は除去されていること ③石綿含有産業廃棄物は除く ④破砕困難物を除く
	繊維くず(業種指定)		
	ゴムくず		
	廃プラスチック類		
木くず(業種指定)			
		上記①～④に加え ⑤CCA(クロム・銅・砒素化合物系木材防腐剤)処理木材は除く ⑥パレット、足場板については最大長1.3m以下	

(注1) 算定方法：n-ヘキサン抽出物質量は乾物比とする。

(注2) 混合廃棄物は、含まれる廃棄物それぞれの受入基準を適用する。

(注3) 荷降ろし時に飛散する可能性がある場合は、加湿、袋詰め等の措置をとること。

袋詰めの場合は、透明のポリ袋を使用すること。(半透明のポリ袋・土のう袋・フレコンバッグは不可)

(注4) 産業廃棄物(業種指定)については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項及び「同法施行令」第2条参照

【平成29年10月1日改正分】

表-3 産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表

項目	判定基準
カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつき0.09mg以下
鉛又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
六価クロム化合物	検液1ℓにつき1.5mg以下
砒素又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
セレン又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
水銀又はその化合物	検液1ℓにつき0.005mg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
シアン化合物	検液1ℓにつき1mg以下
有機燐化合物	検液1ℓにつき1mg以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液1ℓにつき0.003mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.2mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.02mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.06mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.2mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.5mg以下
ダイオキシン類	試料1gあたり3ng-TEQ以下
水銀又はその化合物(含有量)	試料1kgあたり1,000mg未満